

## 契約書別紙兼重要事項説明

### 1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 rhizome care
主たる事務所の所在地	〒673-0845 明石市太寺3丁目3-4
代表者（職名・氏名）	代表取締役 本田 完奈
設立年月日	2022年1月11日
電話番号	078-220-9300

### 2. 事業所の概要

ご利用事業所の名称	① 時のまち訪問看護ステーション ② 時のまち訪問看護サテライト孫助	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	① 〒673-0016 明石市松の内2丁目1-6 コーポ山口2階 ② 〒673-0059 明石市大明石町1丁目8-8 孫助ビル303	
電話番号	078-939-4727	
指定年月日・事業所番号	2022年4月1日指定	2862090632
管理者の氏名	本田 完奈	
通常の事業の実施地域	① 時のまち（西明石周辺～明石西部） ② サテライト孫助（明石駅～朝霧・明舞・西区）	

### 3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

#### 4. 提供するサービスの内容

訪問看護又は介護予防訪問看護は保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「訪問看護職員」といいます。)が、そのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、利用者の療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。また、臨床心理士、社会福祉士、精神保健福祉士が精神的・心理的・経済的なご相談をお受けすることも可能です。

#### 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日 (日曜日緊急対応・緩和ケア対象者のみ) 年末年始(12月31日～1月3日) ※その他社内カレンダーに準ずる
営業時間	午前9時00分から午後18時00分まで (サービス提供時間は17時00分まで)

#### 6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数	従業者の職種	勤務の形態・人数
看護師	常勤換算4.0人 (常勤4人)	理学療法士	常勤 2人 非常勤 0人
精神保健福祉士	常勤 0人 非常勤 1人	作業療法士	常勤 1人 非常勤 0人
臨床心理士	常勤 1人(兼務) 非常勤 0人	事務員	常勤 0人 非常勤 3人

2025. 4. 1 時点

#### 7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の管理責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

管理責任者の氏名	管 理 者 本 田 完 奈
----------	---------------

## 8. 提供するサービスの内容

サービス区分と種類	サービス内容
訪問看護計画の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業所が作成した居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。 保険外の場合には弊社独自のサービス計画となる場合があります。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 1 病状の観察 2 床ずれの予防及び処置 3 体位変換、食事、排泄の介助 4 入浴、清拭、洗髪の介助 5 カテーテルなどの医療器具の管理 6 リハビリテーション 7 在宅ケアに関する諸サービスの情報提供 8 ご家族・介護者の看護に関する相談や指導 9 介護や福祉制度の相談 10 その他主治医の指示に基づく必要な看護 11 介護予防訪問看護(口腔ケア・栄養指導・リハビリ・身体維持機能など) 12 その他の保険内サービス(療養相談・助言・その他)

★以下の業務に関しては保険外サービスとなります

②臨床心理士単独でのカウンセリング (1時間 5500円)

③ 自費訪問看護サービス (医療と介護では内容・料金が変わります。詳細は自費訪問看護契約書参照してください)

### (1) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束、その他利用者の行動を制限する行為 (利用者又は第三者等の生命や身体を保護するためにやむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他の利用者又は家族などに対して行う宗教、政治、営利活動、他迷惑行為

## 9. 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	本田 完奈
-------------	-------

(2) 成年後見人制度の利用を支援しています。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業員に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受け入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業者又は養護者(利用者の家族高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・看護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</li> <li>2 事業者及び事業者の使用するもの(以下「従業員」という。)はサービスを提供する上で知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</li> <li>3 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</li> <li>4 事業者は、従業員に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</li> </ol>
<p>情報の保護について</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業者は利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</li> <li>2 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記</li> </ol>

	<p>録物(紙によるものの他、電磁氣的記録を含む。)については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>3 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は遅滞無く調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正などを行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p> <p>4 事業者は、訪問看護サービスに必要な介護予防・訪問看護記録、介護予防・訪問看護計画書、介護予防・訪問看護報告書、介護予防・訪問看護情報提供書を主治医やケアマネジャー、関係者以外への送付・使用をいたしません。</p>
--	---

#### 11. 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護・介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 12. 身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および、利用者または利用者の家族からの提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 13. 心身の状況の把握

訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業所が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

#### 14. 居宅介護支援事業所等との連携

- (1) 訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター及び保険医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めるものとします。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業所又は地域包括

支援センターに速やかに送付します。

- (3) サービスの内容が変更された場合、またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業所又は地域包括支援センターに送付します。

#### 15. サービス提供の記録

- (1) 訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容を記録書に記載致します。
- (2) 利用者の状態を適切に把握するため、また患部や皮膚状態を記録するために写真を撮る事があります。(適正に保管・管理致します)
- (3) 訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は完結の日から2年間保存します。
- (4) 利用者は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

#### 16. 衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の維持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) ステーションの設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

#### 17. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

#### 18. 苦情相談窓口

- (1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号 078-939-4727 面接場所 当事業所の相談室
---------	------------------------------------

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	明石市福祉局高齢者総合支援室	電話番号 078-918-5091
	兵庫県国民健康保険団体連合会	電話番号 078-332-5601

年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 所在地  
事業者（法人）株式会社 rhizome care  
代表取締役 本田 完奈 印  
説明者 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。  
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 住所  
氏名 印

署名代行者（又は法定代理人）  
住所  
本人との続柄  
氏名 印

### 緊急時訪問看護加算の申し込みについて

※以下の注意点に同意の上でご希望の有無を記載してください。

- ・ 緊急コール対応は看護師以外の職員も対応する場合があります。
- ・ 救急車ではない為、お時間を要することがあります。
- ・ 緊急対応用のコールの為、10分以上の通話をご遠慮ください。
- ・ 緩和ケア等対象の利用者様には専用の貸し出し携帯があります。

希望します

希望しません

通信機器貸出の有無 あり ・ なし  
(無料貸し出し)

## 貸し出し携帯「時のまちコール」について

電話をかけることもできないぐらい苦しい・・・  
痛みが強いから来てほしい・・・  
引っ張るだけで時のまちの看護師へつながるコールです。

貸し出し対象者  
緩和ケア（医師から麻薬を処方されている等）対象者  
SOSのコールが難しい方 など

### 注意事項

契約後に貸し出し致します。

契約終了後は速やかに返却をお願い致します。

時のまち訪問看護ステーション以外への通信は禁止しております。

破損・紛失は弁償金 30000 円をいただくことになっております。

上記の注意事項を確認いたしました。

年 月 日 ( )

氏名

「時のまちコール」の番号 ( )

## 訪問看護利用料金について

### 【介護保険】

《要介護》 1割または所得によって2割、3割の負担となります。

	時間内 8時～18時	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護 I 1(20分未満)	314 単位	3,271 円	328 円	655 円	982 円
訪問看護 I 2(30分未満)	471 単位	4,907 円	491 円	982 円	1,473 円
訪問看護 I 3(30分以上 60分未満)	823 単位	8,575 円	858 円	1,715 円	2,573 円
訪問看護 I 4(60分以上 90分未満)	1,128 単位	11,753 円	1,176 円	2,351 円	3,526 円
※訪問看護 I 5(1回 20分)	294 単位	3,063 円	307 円	613 円	919 円

《要支援》 1割または所得によって2割、3割の負担となります。

	時間内 8時～18時	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護 I 1(20分未満)	303 単位	3,157 円	316 円	632 円	948 円
訪問看護 I 2(30分未満)	451 単位	4,699 円	470 円	940 円	1,410 円
訪問看護 I 3(30分以上 60分未満)	794 単位	8,273 円	828 円	1,655 円	2,482 円
訪問看護 I 4(60分以上 90分未満)	1,090 単位	11,357 円	1,136 円	2,272 円	3,408 円
※訪問看護 I 5(1回 20分)	284 単位	2,959 円	296 円	592 円	888 円

○夜間(18:00～22:00)または早朝(6:00～8:00)の訪問の場合 上記単位数の 25%増

○深夜(22:00～ 6:00)の訪問の場合 上記単位数の 50%増

### ※理学療法士等による訪問

- ・理学療法士等による訪問看護を 1 日に 2 回を超えて実施する場合(60分/1日) 上記単位数の 90/100
- ・理学療法士等による介護予防訪問看護を 1 日に 2 回を超えて実施する場合(60分/1日) 上記単位数の 50/100
- ・理学療法士等による介護予防訪問看護を利用開始日から 12 月を越えて利用する場合 5 単位減/1 回

<病状によって下記の料金が加算されます>

	1回につき	費用額 (10割)	利用者負担額		
			1割	2割	3割
特別管理加算 (1月につき)	(Ⅰ)500単位	5,210円	521円	1,042円	1,563円
	(Ⅱ)250単位	2,605円	261円	521円	782円
ターミナルケア加算 (死亡月につき)	2,500単位	26,050円	2,605円	5,210円	7,815円
複数名訪問加算(Ⅰ) (30分未満)	254単位	2,646円	265円	530円	794円
複数名訪問加算(Ⅰ) (30分以上)	402単位	4,188円	419円	838円	1,257円
長時間訪問看護加算 (所要時間の通算が1時間30分を超えた場合)	300単位	3,126円	313円	626円	938円
初回加算(Ⅰ)退院した日に訪問看護を行った場合	350単位	3,647円	365円	730円	1,095円
初回加算(Ⅱ) 退院した翌日以降に訪問看護を行った場合	300単位	3,126円	313円	626円	938円
退院時共同指導加算	600単位	6,252円	626円	1,251円	1,876円

訪問看護管理療養費 (1日につき)	月の初日	7,670円	770円	1,530円	2,300円
訪問看護管理療養費2 (1日につき)	2日目以降	2,500円	250円	500円	750円
※訪問看護医療DX情報活用加算 (1月につき)		50円	5円	10円	15円

※「オンライン資格確認・オンライン請求」開始後

## 訪問看護料金表【医療保険】(令和6年6月1日現在)

<保険単位と基本利用料>

後期高齢者(75歳以上)		1割または所得によって2割、3割	
健康保険	国民健康保険	高齢受給者 (70歳～74歳)	2割、現役並み所得者の方は3割
		一般 (70歳未満)	3割(6歳未満は2割)

医療保険が適用となる訪問看護では、基本的に1日1回、週3回が訪問回数の上限となっています。

※1 特定の疾病や状態にある利用者に対しては、1日1回以上、週3回以上の訪問回数が認められています。

		料金	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降(厚生労働大臣が定める疾病等) 看護師の場合	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	理学療法士・作業療法士の場合	5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき) (同一建物居住者)	週3日目まで	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降(厚生労働大臣が定める疾病等) 看護師の場合	6,550円	660円	1,310円	1,970円
	理学療法士・作業療法士の場合	5,550円	560円	1,110円	1,670円
訪問看護基本療養費Ⅲ (在宅療養に備えた 外泊時)	入院中に1回 厚生労働大臣が定める疾病等は入院中に2回	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ	週3日目まで30分未満	4,250円	430円	850円	1,280円
	週3日目まで30分以上	5,550円	560円	1,110円	1,670円
	週4日目以降30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
	週4日目以降30分以上	6,550円	660円	1,310円	1,970円
乳幼児加算(6歳未満)		1,500円	150円	300円	450円
複数名訪問看護加算(看護師)(週1回、1日につき)		4,500円	450円	900円	1,350円
難病等複数回訪問加算 (週4日以上訪問できる方)	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円
	1日3回以上	8,000円	800円	1,600円	2,400円
早朝・夜間加算(6時～8時・18時～22時)		2,100円	210円	420円	630円
深夜加算(22時～6時)		4,200円	420円	840円	1,260円

<病状によって下記の料金が加算されます>

	料金	利用者負担額			
		1割	2割	3割	
長時間訪問看護加算(週1回まで) (15歳未満の超重症児または準超重症児は週3回まで)	5,200円	520円	1,040円	1,560円	
緊急時訪問看護加算 (1日につき)	月14日目まで	2,650円	270円	530円	800円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円
特別管理加算(1月につき)	利用者の状態によりIまたはI ※2	I 5,000円	500円	1,000円	1,500円
		II 2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算(1月につき) (利用者の状態に応じ月2回を限度)	8,000円	800円	1,600円	2,400円	
特別管理指導加算	2,000円	200円	400円	600円	
退院支援指導加算(週4日以上訪問できる方)	6,000円	600円	1,200円	1,800円	
在宅患者連携指導加算(1月につき)	3,000円	300円	600円	900円	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(1月につき2回)	2,000円	200円	400円	600円	
ターミナルケア療養費	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	

※1 別表第七(厚生労働大臣が定める)

末期の悪性腫瘍	プリオン病
多発性硬化症	亜急性硬化性全脳炎
重症筋無力症	ライソゾーム病
スモン	副腎白質ジストロフィー
筋萎縮性側索硬化症	脊髄性筋萎縮症
脊髄小脳変性症	球脊髄性筋萎縮症
ハンチントン病	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
進行性筋ジストロフィー症	後天性免疫不全症候群
パーキンソン病関連疾患	頸髄損傷
多系統萎縮症	人工呼吸器を使用している状態

※2 別表第八(厚生労働大臣が定める)

<p>①在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 または気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者</p> <p>②以下のいずれかを受けている状態にある者 在宅自己腹膜灌流指導管理 在宅血液透析指導管理 在宅酸素療法指導管理 在宅中心静脈栄養法指導管理 在宅成分栄養管栄養法指導管理 在宅自己導尿指導管理 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 在宅自己疼痛管理指導管理 在宅肺高血圧症患者指導管理</p> <p>③人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 ④真皮を超える褥瘡の状態にある者 ⑤在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者 (点滴3日以上)</p>
---

## ・支払い方法について

利用者負担分は、1ヶ月ごとにまとめて(請求翌月20日に郵送)しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、14日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 日新信用金庫 人丸支店 普通口座
現金払い	サービスを利用した月の翌月の26日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。
銀行振込の場合 振込先	<b>但馬銀行</b> <b>明石支店(328)</b> 普通 口座 7189734 <b>株式会社 rhizome care</b> 代表取締役 本田 完奈

## 請求書・領収書の送付先について

・契約者本人の住所宛で希望

・上記以外を希望  
住所

名前

続柄